

＜DB規約給付概要＞

通番	DB規約における諸項目		具体的な内容(案)	DB規約の該当条文	
1	第6章	給付全般	老齢給付金（年金）	加入者期間が10年以上で65歳に到達したときに支給 加入者期間が10年以上で60歳到達時に加入者でない場合は60歳到達時に支給 加入者期間が10年以上で50歳に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給	第57条第1項 第57条第2項
2			老齢給付金（一時金）	基金の資格喪失後、次のいずれかの時期に受給可能 ① 老齢給付金の裁定時 ② 老齢給付金（年金）を受給してから5年経過以後 老齢給付金のうち、一時金として支給する割合は、①100%、②50%の選択が可能	第60条第1項、第3項
3			脱退一時金 （第62条第1号=10年未満）	加入者期間が1月以上10年未満で資格喪失した場合	第62条第1号
4			脱退一時金 （第62条第2号=10年以上）	加入者期間が10年以上で、50歳到達前に資格喪失した場合支給。ただし60歳まで繰り下げることにより年金として支給できる。	第62条第2号 第64条第2項 第57条第1項
5			遺族一時金	加入者等が下記(1)～(4)のいずれかに該当したとき、①配偶者、②子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹であって、給付対象者の死亡の当時給付対象者と生計を同じくしていた者、③子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹であって、②に該当しない者、④①～③に掲げる者のほか、給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族 (1) 加入者期間が1月以上の加入者が死亡したとき (2) 脱退一時金の繰下げ者 (3) 老齢給付金の繰下げ者 (4) 老齢給付金（年金）の受給者	第67条、第68条
6	支給の繰下げ	老齢給付金	70歳まで繰下げ可能	第59条	
7		脱退一時金（1号=10年未満）	65歳到達による資格喪失者で、引き続き事業所に勤務している場合、「会社を退職するまで」または「70歳」のいずれか“早い方”まで繰下げ可能	第64条第1項	
8	支給の繰下げ	脱退一時金（2号=10年以上）	65歳まで繰下げ可能（60歳到達前に資格喪失した場合は60歳まで）	第64条第2項	
9	第6章	年金	支給方法	65歳支給開始 （50歳以上で10年以上で喪失した場合は支給できる） （最長70歳まで繰下げも可）	第57条、第59条第1項
			5年、10年、15年、20年から本人が選択	第48条、第50条、第58条	
			支払日・支払方法	年額27万円以上：年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）の各1日（金融機関の休業日の場合は翌営業日） 年額15万円以上27万円未満：年3回（2月、6月、10月）の各1日（同上） 年額6万円以上15万円未満：年2回（6月、12月）の各1日（同上） 年額6万円未満：年1回（8月）の各1日（同上）	第51条第1項
10		支給停止	DBでは在職老齢年金等による支給停止なし	-	